

議案第 32 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(都市公園の設置基準等)</p> <p><u>第3条 略</u></p> <p><u>法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の4に定めるところによる。</u></p> <p><u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p><u>第3条の3 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p><u>第3条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内外に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(2) <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(3) <u>主として徒步圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒步圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。</u></p> <p>(4) <u>主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することが</u></p>	<p>(都市公園の設置等)</p> <p><u>第3条 略</u></p>

できるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう²にその敷地面積を定めること。
主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての
2 都市公園、主として動植物の生息地又は生育地の用に供することを目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それをその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第3条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法施行令(昭和13年政令第290号。以下「政令」とい
う。)第6条第1項第1号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建
築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項
の規定により認められる建築面積を超えるもの
(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建
築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項
の規定により認められる建築面積を超えるもの
(3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建
築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項
又は前2号の規定により認められる建築面積を超えるもの
(4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合にあっては、同号に規定する建
築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項
又は前3号の規定により認められる建築面積を超えるもの

(行為の制限)
第4条 略

(行為の制限)
第4条 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。